

御存じですか？

～運転適性相談窓口の御案内～

下記の病気により、自動車等の運転に支障がある方は、症状等によっては、運転免許が取得できなかったり、取り消されたりする場合があります。警察では、病気にかかっていること等により自動車等の運転に不安がある方のための相談窓口を設けております。

- ・認知症
- ・統合失調症
- ・てんかん
- ・再発性の失神
- ・無自覚性の低血糖症
- ・そううつ病
- ・重度の眠気の症状を呈する睡眠障害
- ・その他運転に支障のあるもの

運転免許の取得及び運転免許証の更新の手続を適正に実施するため、運転免許申請又は運転免許証更新申請時には、自身の症状に関する「質問票」に正確に記載してください。虚偽の記載があった場合、罰則が適用されることがあります。

病気等で、自動車等の運転に不安がある方は、運転適性相談窓口まで相談してください。

相談は電話による予約制 予約受付～休日を除く 9:30～11:00
14:00～16:00

- 宮城県運転免許センター (022-373-3601)
- 石巻運転免許センター (0225-83-6211)
- 古川運転免許センター (0229-22-8011)
- 仙南運転免許センター (0224-53-0111)

運転免許を取得しようとしている方又は、運転免許を持っている方への お願ひ

- 免許取得・免許証更新時には、自身の症状に関する質問票に正確に記載してください。

～ 虚偽の記載があった場合、罰則が適用されることがあります。～

- 免許の取得に関し不安がある場合には、警察に相談してください。

～ 宮城県運転免許センターには、運転適性相談窓口を設置し、相談をお受けしています。～

- 体調不良などの理由により、運転に支障があると感じたときは、運転を控えてください。

～ 処方されている薬を飲み忘れたときや、睡眠不足で体調が悪いときなど～

- 運転に支障のある状況が、長期間又は頻繁にある場合は、警察に相談してください。

※ 運転適性相談窓口では、一定の病気にはかかる方などの運転免許に関する相談を受け付けています

相談は電話による予約制 予約受付～休日を除く 9:30～11:00
14:00～16:00

- 宮城県運転免許センター（022-373-3601）
- 石巻運転免許センター（0225-83-6211）
- 古川運転免許センター（0229-22-8011）
- 仙南運転免許センター（0224-53-0111）

平成26年6月1日施行

改正ポイントは
以下のとおりです。



道路交通法の 一部改正

一定の病気等に係る運転者対策

運転免許センター
からのお知らせ

免許取得・更新時に、一定の病気等の症状に関する「質問票」の提出義務

虚偽記載
1年以下の懲役または
30万円以下の罰金

診察した者が一定の病気等に該当すると認知した時

医師による任意の届出制度

一定の病気等に該当する
疑いがあると認められる時
※一定の要件を満たした場合に限る

免許の効力暫定停止制度

一定の病気等により免許が取消しとなり病状が回復した時

取消しとなった日から3年以内の再取得の際は、試験の一部が免除されます。

「質問票」には、必要事項を正しく記載しましょう。

●「質問票」の記載内容により、直ちに、運転免許の取消し等にはなりません。

●「質問票」に虚偽の記載をした場合には、罰則が設けられています。

●「運転適性相談窓口」が、運転免許センター内に設置されています。病気等で、自動車等の運転に不安がある方は、相談してください。(電話による予約制)



*「一定の病気」とは、自動車等の運転に支障を及ぼすおそれがある病気で政令で定めるものをいう。

宮城県警察

- 宮城県運転免許センター (022-373-3601)
- 石巻運転免許センター (0225-83-6211)
- 古川運転免許センター (0229-22-8011)
- 仙南運転免許センター (0224-53-0111)

「質問票」の内容に
あなた自身の症状について正確に回答して下さい。

質問票

次の事項について、該当する□に(チェック)印を付けて回答してください。

1 過去5年以内において、病気（病気の治療に伴う症状を含みます。）

を原因として、又は原因は明らかでないが、意識を失ったことがある。

はい いいえ

2 過去5年以内において、病気を原因として、身体の全部又は一部が、

一時的に思い通りに動かせなくなったことがある。

はい いいえ

3 過去5年以内において、十分な睡眠時間を取りっているにもかかわらず、

日中、活動している最中に眠り込んでしまった回数が週3回以上となったことがある。

はい いいえ

4 過去1年以内において、次のいずれかに該当したことがある。

・飲酒を繰り返し、絶えず体にアルコールが入っている状態を3日以上続けたことが3回以上ある。

はい いいえ

・病気の治療のため、医師から飲酒をやめるよう助言を受けているにもかかわらず、飲酒したことが3回以上ある。

5 病気を理由として、医師から、運転免許の取得又は運転を控えるよ

う助言を受けている。

はい いいえ

宮城県公安委員会 殿

平成26年6月1日

上記のとおり回答します。

回答者署名

宮城花子

(注意事項)

- 各質問に対して「はい」と回答しても、直ちに運転免許を拒否若しくは保留され、又は既に受けている運転免許を取り消され若しくは停止されることはありません。
(運転免許の可否は、医師の診断を参考に判断されますので、正確に記載してください。)
- 虚偽の記載をして提出した方は、1年以下の懲役又は30万円以下の罰金に処せられます。
- 提出しない場合は手続ができません。